

		するもの	しないもの			するもの	しないもの
	公衆電話通信時間						
	デジタル公衆電話通信時間						

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

2 各欄には、通信回数は 1,000 回、通信時間は 1,000 時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話通信時間の欄及びデジタル公衆電話通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

別表第四第一の第三表及び第四表を次のように定める。
第 3 表

通信量記録 単位料金区域別通信量等	年度分

	時間	ビズ呼率	率		

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。

2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

3 同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第4表

通信量記録			
年度分			
項目名	数値	単位	

平均保留時間 (電話)
 平均保留時間 (総合デジタル通信サービス)
 1呼当たり信号数 (電話)
 1呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)

秒
 秒
 信号
 信号
 /
 呼

別表第四第二の第二表中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

別表第四第二の第三表を次のように改める。

第3表

回線数記録 局別回線数			
年度末現在			
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域 I P 回線数
			光地域 I P 回線数

注 ADSL地域 I P 回線数の欄には適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称

のき線点遠隔収容装置ユニット数の合計」及び「き線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収容回線数」や「き線点遠隔収容装置ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数」に改め、同表伝送装置の項算定方法の欄(1)イ中「及びPHS回線数の合計回線数」を削り、同表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄中「第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和」や「第一種総合デジタル通信回線の数」に改め、同表中継交換機の項算定方法の欄(1)中「及び中継交換機渡り県内自局外呼量」や「中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量」に改め、「県間呼量を4で除したものをいう。）」の次に「及び中継交換機を經由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を經由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を經由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。）」や「県間呼数の合計を4で除したもの。）」及び「中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数」に改め、「県間呼数の合計を4で除したもの。）」及び中継交換機を經由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を經由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を經由しないものをいう。）」や「県間呼数」及び「中継交換機設置局」及び「52Mパス単位に変換し」及び「に合計」及び「を合計」及び「52Mパス単位に変換し」及び「に合計」及び「を合計」に改め、「変換したもの」の次に「に中継交換機を經由する通信に係る最繁

母母量を基に算出した52Mパス数を加算したものを加える。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。